

# 南あわじ市 農業委員会だより



～かけがえない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～

## 第20号

令和5年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL.(0799)43-5236

FAX.(0799)43-5336



緑・三原地区協議会 28名



西淡・南淡地区協議会 26名

### 地区協議会の様子(月1回開催)

毎月20日の総会開催日より前の毎月14日に旧町4地区を2グループに分けて開催。

農業委員・農地利用最適化推進委員が出席し、各地区の申請案件の審議、研修会の開催、委員間の交流連携・情報共有を図っております。

私は、昨年3月の全国農業新聞で京都大学大学院藤井聡教授の「農業の経済安全保障、日本の農産品の関税が諸外国と比べて圧倒的に低いこと、農業の経済安全保障が国家運営上の最重要案件だ」という岸田総理には言葉通りに農業保護政策を完遂いただきたい。」というコラムの掲載記事が忘れられません。まさに今後の農業の根幹だと思えます。

かけがえない貴重な農地をいかに守り、生かすため、今般見直しされる人・農地関連施策においては、根本の強力な国の支えがあることにより、その計画づくりが進み、達成できるものと私は考えます。

数多くの皆様のご健康でご多幸に本年をお過ごしになりますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶いたします。

輝かしい新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、希望に満ちた新しい年をお迎えのことと存じます。

令和2年に就任して以来、早3年の月日が経とうとしています。コロナによりこれまで思うような活動が出来なかつた私達ではありますが、数多くの皆様方の格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。

地球温暖化による天候不順等で大きな影響を受ける農業は、高齢化、収益低下による後継者不足、労働力不足など、大変な問題を抱えています。



南あわじ市農業委員会  
会長 佐藤 繁俊  
さとう しげとし

新年のごあいさつ





## 農地パトロールを実施しました

令和4年は、新型コロナウイルスの蔓延により、昨年同様、全体での農地パトロールは中止となりましたが、10月14日から20日にかけて班別で農地の現地確認を行いました。

農地パトロールとは、遊休農地※の実態把握と発生防止等を目的としており、当日の調査と職員を含む継続的な調査で市内の全農地について実施しています。

調査した農地の中には、長い間耕作されずに遊休農地となっているものや、許可なく農地以外に転用されているものが確認されました。

この調査において遊休農地と判断された農地所有者に対して利用意向調査票を送付しましたので、回答期限までに返送のご協力をお願いいたします。



農地パトロールの様子

※遊休農地：1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っているものを指します。

## 必見! 「農地バンク」を活用しましょう!!

「農地バンク」とは、農地の所有者(貸し手・売り手)が管理できなくなった農地の情報を、規模拡大農家(借り手・買い手)に提供し、農地の流動化と有効利用を図る事業です。次のような理由でお困りの方は、農地バンクへの登録をおすすめします。

- 遠方に居住している方
- 農業の規模を縮小または、離農をお考えになっている方
- 労力が不足している方(高齢・病気等)

登録は随時受付しております。

ただし、すでに山林化等により荒廃化している農地は登録できません。ご注意ください。

登録後も借り手・貸し手が見つかるまでは、所有者に農地の管理をしていただく必要があります。



農地バンク  
の仕組み

## ご存知ですか? 「軽油免税」

軽油を購入した場合、その価格の中には**軽油引取税が1ℓあたり32.1円**含まれています。しかし、農業用機械に使用するなど、法で定められた特定の用途に使用する場合は、手続きすることによってこの軽油引取税が免除されます。

100ℓ使う方の場合は軽油引取税が3,210円免除されます。

初めて手続きされる方は、あらかじめ洲本県税事務所へお電話にてお問い合わせください。



### 申請書等審議日程

- 申請書等締切 毎月5日
  - 地区協議会 毎月14日
  - 定例会 毎月20日
- (閉庁日の場合は翌開庁日)  
申請に関するご相談はお早め  
お願いいたします。

お問い合わせ先：洲本県税事務所(0799-26-2030)



## 農地を貸し借りしたいなら… **利用権設定**がおすすめです!

### 主なメリット

貸した農地は、契約期間が満了すれば、貸し手に返還されるので、土地所有者が安心して農地を貸せる仕組みになっています。

### 注意すること

契約期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。  
新規設定は、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員の確認が必要です。

南あわじ市内で利用権設定中の農地面積は、全農地面積の2割弱を占めており、新たに契約される方も増加傾向にあります。利用権の設定のお手続きについては、**農林振興課**にお問い合わせください。

【賃借料情報】 令和3年11月から令和4年10月までに締結された賃貸借における賃借料水準。  
農地の条件を勘案し、当事者間で十分協議をしてください。

区分	平均額	最高額	最低額	筆数
表裏作	9,700円	24,200円	1,000円	794
表作のみ	8,400円	11,000円	5,000円	21
裏作のみ	9,700円	13,800円	3,600円	149

・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。  
・物納(米・玄米)や、平均額の2.5倍を超える高額なものは除いています。  
※その他、契約情報は南あわじ市ホームページをご覧ください。

(10a当たり)

### 農地相談をご利用ください

農地の賃借・売買・転用等農地に関する悩みはありませんか。毎月、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地に関する相談会を開催しています。

なお、相談日以外でも、地区担当の委員や農業委員会事務局に随時ご相談ください。

#### 【農地相談開催日時】

※先着4人、要予約  
1月27日(金)午後1時～  
2月24日(金)午後1時～  
3月24日(金)午後1時～



### 相続登記の義務化について

法改正により、所有者不明土地の発生を防ぐため、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

相続人は、相続や遺贈で不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行う義務があります。正当な理由がないのに相続登記の申請をしないと過料を科されることがあります。

田畑を含め、不動産を相続したら速やかに、法務局へ相続登記をしましょう。

#### お問い合わせ先

神戸地方法務局洲本支局

(0799912210497)

## 自宅に隣接した農地であれば、小規模農家や新規就農者でも取得できます!

南あわじ市農業委員会では、自宅横の農地で家庭菜園を楽しみたい方や空き家に隣接した農地を一体で取得したい移住希望者の方などを対象に、下限面積に満たない場合でも農地を取得できる特例基準を設けました。

取得するには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①譲受人が所有し居住している(所有し居住することが確実な)住宅に隣接(※)
- ②遊休農地または遊休農地化するおそれがある農地
- ③周辺地域の集団的に農地利用、農作業の共同化に支障のない農地

(※)道路・水路を挟む場合や、その宅地を通らないと利用できない農地も隣接とみなします。



詳しいお手続きは、農業委員会事務局まで

令和5年4月1日から下限面積の要件が撤廃されます。

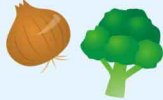


# 新規就農者へインタビュー！



中川 雅浩 さん

《経歴》株式会社アグリアイランドで3年間農業経験を積んだ後、津井地区で就農。現在はたまねぎ、ブロッコリーをメインに作付け。



就農5年目、中川雅浩さんにお話をお聞きました。

## ◎就農する地として南あわじ市を選んだ理由は？

南あわじ市の農業を一言で表現すると「元気な農業」で、農業者一人ひとりがいきいきと農作業をしているところに魅力を感じました。また、古民家探しをしている時に津井地区の壮大な風景に心打たれ、そのまま自然な流れで就農しました。

## ◎農業をするにあたり、大切にしていることを教えてください。

農業は体が資本なので、無理をしすぎないように心掛けています。農業を始めた頃、かなり無理をして体調を崩してしまったことがありました。現在はしっかり体調管理をし、自分のペースで農業をしています。

## ◎これから就農を考えている方へアドバイスをお願いします！！

私は20代の頃、モータースポーツをしていたので、特にトラクターの扱いにはその経験が活かしました。今までやってきた仕事や趣味等で身につけたことは、農業をする上で何かしら役に立つことが必ずあると思います。おすすめの作物はたまねぎです！

# 農業者年金加入者の声

令和4年9月に農業者年金に加入された奈良祥午郎さん、真記子さんご夫妻にお話をお聞きました。

## ◎現在、どのような農業経営をされていますか？

両親と一緒に家族経営をしており、たまねぎの収穫等繁忙期は、アルバイトを雇っています。主に、たまねぎと米を作っており、市場に出荷したり、スーパーや直売所で販売したりしています。最近、ネット販売も始めました。



## ◎農業者年金への加入のきっかけは何ですか？

国民年金だけだと将来受け取れる年金額が少ないので、公的年金で農業者だけが加入できる農業者年金に加入しました。また、親が農業者年金に加入しているので勧められて加入しました。

## ◎農業者年金のメリットは何ですか？

税制面で大きな優遇措置があることです。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。また、認定農業者や青色申告者等の一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があることも非常に魅力的です。

ご存じですか？ 老後の備えに **農業者年金**

国民年金  
第1号被保険者

60歳未満

年間60日以上  
農業従事

要件を満たせば  
どなたでも  
加入できます！



お問合せ先：南あわじ市農業委員会事務局 ☎0799-43-5236